

## 「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書

地球温暖化の影響は、すでにさまざまところで出始めている。今後、人類にとって危機的な状況に陥ることを避けるためには、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスを大幅に削減していかななくてはならない。

持続可能な地域社会をつくり、一人一人が温暖化防止のために取り組みやすくすることも必要であり、よりよい地球環境を次世代に引き継いでいくためにも、次の項目を含めた「気候保護法（仮称）」の制定を強く求めるものである。

- 1 京都議定書の6%削減目標を守り、温室効果ガス削減を1990年に比べ、2020年には30%、2050年には80%にするなど、中・長期にわたっての排出削減目標を掲げること。
  - 2 CO<sub>2</sub>を減らす人や企業が報われる制度をつくること。
  - 3 再生可能エネルギーを大幅にふやす仕組みをつくること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日

内閣総理大臣  
総務大臣  あて  
環境大臣

座間市議会議長 山本  愈